

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

有給休暇の買上げは退職所得に

Q: 私は、今年の8月に会社を退職しました。その際に会社から、退職金とは別に消化しなかった有給休暇の買上料が支給されたのですが、この買上料は何所得になるのでしょうか。

A: 買上料が退職者のみに支給されるのであれば、退職所得になります。

【解説】

退職手当等とは、退職により一時に支払われるもので、本来退職しなかったとしたならば支払われなかった給与をいいます。

有給休暇の買上げが退職者についてのみ行われるのであれば、本来退職しなかったとしたならば支払われなかったものであり、退職に基因して一時に支払われることになった給与と考えられますから、その有給休暇の未消化分の買上げにより支払われる金額は、通常の退職金に含めて退職所得の金額の計算を行うこととなります。

ただし、有給休暇の買上げが毎年行われているような場合には、その買上げにより支払われる金額は、給与所得に該当することになりますから、退職者についても在職者と同様の基準により有給休暇の未消化分の買上げを行っている場合には、その買上げは退職に基因して行われるものではなく、在職者と同様に給与所得とされることとなります。

